

広島県選挙管理委員会告示第三十五号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設として指定している別表の施設の指定を取り消した旨、広島市選挙管理委員会等から報告があつた。

令和三年四月十二日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

別表

施設の名称	所在地	取消年月日
西平塚集会所	広島市中区西平塚町6番9号	令和3年3月29日
新宮一丁目集会所	廿日市市新宮一丁目3番16号	令和2年12月1日
佐方一丁目集会所	廿日市市佐方一丁目13番32号	令和2年12月1日
中道集会所	廿日市市中道387番地1	令和2年12月1日
大野1区集会所	廿日市市宮島口一丁目2番14号	令和2年12月1日
丸石集会所	廿日市市丸石一丁目1番10号	令和2年12月1日
宮島観光会館	廿日市市宮島町412番地	令和3年4月1日
中西集会所	廿日市市宮島町131番地	令和3年4月1日
西連集会所	廿日市市宮島町756番地3	令和3年4月1日
杉之浦集会所	廿日市市宮島町990番地2	令和3年4月1日